

各都道府県企業管理者  
各都道府県総務部長（市町村担当課扱い）  
各指定都市企業管理者

} 殿

総務省自治財政局公営企業課長  
（公 印 省 略）

令和 4 年度優良地方公営企業総務大臣表彰について（依頼）

総務省では、地方公営企業関係者の健全経営の取組の労に報い、その功績を讃え、他の地方公営企業の模範となることを目的に、優良地方公営企業総務大臣表彰を実施しております。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により式典を中止し、表彰状の発送に代えさせていただきましたが、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、表彰方法について検討してまいります。

つきましては、地方公営企業を推薦する場合は、下記により、別添の応募様式を調製の上、提出いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び企業団等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1. 推薦の対象となる公営企業

優良地方公営企業表彰規程（別紙 1）及び優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について（別紙 2）に記載の基準を満たす地方公営企業（ただし、病院事業を除く。）

2. 応募様式の提出方法

推薦等に係る留意事項（別紙 3）記載のとおり

3. 応募様式の提出期限

令和 4 年 3 月 22 日（火）厳守

【問い合わせ先】

総務省自治財政局公営企業課調査係

担当者：穂葉・古川

E-mail：k310k@soumu.go.jp

TEL：03-5253-5634

## 優良地方公営企業表彰規程

(趣旨)

第1条 優良地方公営企業の表彰は、この規程の定めるところにより行う。

(表彰権者)

第2条 表彰は、総務大臣（以下「大臣」という。）が行う。

(表彰基準)

第3条 大臣は、地方公共団体が設置する地方公営企業法を適用（財務規定等のみの適用を含む。以下同じ。）し、経営戦略を策定している地方公営企業（都道府県並びに人口3万人以上の地方公共団体が設置する下水道事業及び簡易水道事業以外の公営企業であって令和6年4月までに地方公営企業法を適用する予定のものを含む。）であって次の各号の全てに該当するものを表彰する。ただし、病院事業を除く。また、表彰を受けた地方公営企業は、原則として10年以内は再び表彰を受けることはできないものとする。

- 一 経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業
- 二 他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業
- 三 地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業

2 前項に規定するもののほか、表彰の基準に関する詳細は、総務省が別に定めるものとする。

(表彰審査会)

第4条 総務省に、地方公営企業大臣表彰審査会（以下「大臣表彰審査会」という。）を置く。

2 大臣表彰を行うに際しては、大臣表彰審査会に付議して行う。

3 大臣表彰審査会への付議は、やむを得ない事情があるときは持ち回りにより行うことができる。

4 大臣表彰審査会の委員は、次に掲げる者とし、総務事務次官をもって委員長とする。

- 一 総務事務次官
- 二 自治財政局長
- 三 大臣官房審議官（公営企業担当）
- 四 自治財政局公営企業課長
- 五 自治財政局公営企業経営室長
- 六 自治財政局準公営企業室長

5 大臣表彰審査会の委員は、審査を行う際に、有識者の意見を聴取することができる。

(推薦及び応募方法)

第5条 都道府県及び大臣が指定する団体は、第3条の表彰基準に該当する地方公営企業のうち、大臣表彰にふさわしいものを推薦することができる。

2 第3条の表彰基準に該当し大臣表彰を希望する地方公営企業は、応募することができる。

3 推薦及び応募に際しては、総務省が別に定める功績調書を指定する日までに提出すること。

(表彰方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰時期)

第7条 表彰は原則として毎年7月に行う。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

附則

この規程は、平成26年1月18日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

## 総務大臣の指定する団体について

優良地方公営企業表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」として、以下の団体を指定しています。

公益社団法人 日本水道協会  
全国簡易水道協議会  
一般社団法人 日本工業用水協会  
一般社団法人 公営交通事業協会  
公営電気事業経営者会議  
一般社団法人 日本地下鉄協会  
一般社団法人 日本ガス協会  
公益社団法人 日本下水道協会  
地方共同法人 日本下水道事業団

## 優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について

優良地方公営企業表彰規程（以下「表彰規程」という。）第 3 条第 2 項に定める表彰の基準に関する詳細は、次のとおりとする。

1. 表彰規程第 3 条第 1 項第 1 号における「経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業」とは、地方公営企業法を適用（財務規定等のみの適用を含む。以下同じ。）している地方公営企業については、原則として①、③及び④の全てに該当する地方公営企業であり、都道府県並びに人口 3 万人以上の地方公共団体が設置する下水道事業及び簡易水道事業以外の公営企業であって令和 6 年 4 月までに地方公営企業法を適用する予定の地方公営企業については、原則として②及び③に該当する地方公営企業であること。
  - ① 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における損益計算書上の経常損益において利益を計上していること。
  - ② 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における収益的収支比率が 100% 以上であること。
  - ③ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 2 号ロに定める資金の不足額がないこと。
  - ④ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における貸借対照表において累積欠損金がないこと。
2. 表彰規程第 3 条第 1 項第 2 号における「他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業」とは、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号）」、「公営企業会計の適用の推進について（平成 27 年 1 月 27 日総財公第 18 号）」、「「経営戦略」の策定推進について（平成 28 年 1 月 26 日総財公第 10 号、総財営第 2 号、総財準第 4 号）」、「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成 31 年 1 月 25 日総財公第 9 号）」、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成 31 年 3 月 29 日総財公第 45 号、総財営第 34 号、総財準第 52 号）」及びその他の政府の方針を踏まえて経営改革を行っている地方公営企業であること。経営改革の具体例については、以下のとおりとする。
  - ① 経営戦略の達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例
  - ② スtockマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例
  - ③ 企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例
  - ④ 情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例
  - ⑤ 事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例
  - ⑥ PFI 事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例

⑦ 人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例

⑧ 地方公営企業法を適用し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例

3. 表彰規程第3条第1項第3号における「地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業」とは、企業の経済性の発揮や経営が良好であるだけでなく地域住民に対して将来にわたり必要不可欠なサービスを継続して提供している地方公営企業であること。

4. その他選考においては、以下の点を勘案する。

① 特殊勤務手当等諸手当について、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給を行っているか。

② 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用を行っているか。

③ 技能労務職員等の給与について、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、適正な給与制度・運用を行っているか。

## 推薦等に係る留意事項

### 1. 提出方法

#### (1) 都道府県（市町村担当課等）による他薦

都道府県（市町村担当課等）は、都道府県内の指定都市を除く市町村が設置する地方公営企業を推薦する場合、当該地方公営企業を設置する市町村と調整の上、応募様式（エクセルファイル）に必要事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、他薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。

#### (2) 都道府県及び指定都市による自薦

都道府県及び指定都市が設置する地方公営企業が応募する場合、応募様式に必要事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、自薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。

#### (3) 市町村による自薦

市町村が設置する地方公営企業が応募する場合、関係都道府県（市町村担当課等）を經由して応募様式を御提出ください。

#### (4) 大臣が指定する団体による他薦

表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」が、都道府県又は指定都市が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該都道府県又は当該指定都市と調整することとしており、また、市町村が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該市町村に加えて、当該市町村が属する都道府県（市町村担当課等）とも調整することとしていることから、「大臣が指定する団体」から係る連絡を受けた際は、御対応願います。

#### (5) 応募様式提出先

総務省自治財政局公営企業課調査係

担当：穂葉、古川

E-mail : k310k@soumu.go.jp

### 2. その他

#### (1) 応募様式の記載に当たっての留意事項

応募様式に記載する取組事例の効果については、具体的な数値を用いて御記載ください。

#### (2) 応募様式の公表について

応募様式の内容は総務省のホームページでの公表を予定しています。

#### (3) 表彰式への出席に伴う旅費について

表彰式を開催することとした場合、出席に係る旅費については、各出席者において御負担ください。

#### (4) 病院事業について

病院事業は表彰の対象外となります。

## 過去の被表彰団体一覧

表彰年度	No	団体名	事業名	取組概要
H26	1	八戸圏域水道企業団	水道事業	・青森県南、岩手県北の水道事業者との連携を進める広域連携の先進モデル事業者。
	2	東京都水道局	水道事業	・PFI事業や環境経営に先進的に取り組むなど、多方面で先進的な取組を展開。
	3	横浜市水道局	水道事業	・老朽管路の計画的更新手法や川井浄水場(膜ろ過方式では日本最大規模)PFI事業などを実践。
	4	八代市水道局	水道事業	・小規模ながら計画的経営を徹底。
	5	徳島県企業局	工業用水道	・南海トラフ地震に対して、管路の耐震化に加え、近隣県との連携協定を締結するなどハード・ソフト両面での対策を充実。
	6	群馬県企業局	電気事業	・小規模水力発電における技術開発に取り組むなど再生可能エネルギーの推進に大きく寄与。
	7	大津市企業局	ガス事業	・全国の公営ガス事業者体へ先駆けて営業専門部署を設置するなど民間企業に遜色ない経営基盤を構築。
	8	豊中市上下水道局	下水道事業	・「雨水公費・汚水私費」の原則を徹底するため地方公営企業法を全部適用するなど、健全経営を実施。
H27	1	埼玉県企業局	水道事業	・大久保浄水場のPFI事業や、ストックマネジメント実践等、効率化・健全化に向けた総合的な取組を実施。
	2	長門川水道企業団 (千葉県)	水道事業	・DBO型の民間委託による業務の効率化を先駆的に実施。
	3	奈良県水道局	水道事業	・県が主導して、市町村の水道と垂直・水平の広域的な連携を県内3エリアの特性を活かして推進する「奈良モデル」を確立。
	4	山口県周南市上下水道局	水道事業	・近隣自治体と施設の共同管理等で協働する他、計画的な経営を実施。
	5	鹿児島県和泊町	水道事業	・離島で人口規模の小さい地域にあっても、技術者の育成や適時の改修工事等、事業の持続可能性を高める取組を実施。
	6	北九州市上下水道局	工業用水道	・施設の共有化など多面的に市の水道事業と提携し、財務状態を健全化。また、利用者等との意見交換を実施し、需要拡大に向けた料金設定等を実施。
	7	宮崎県企業局	電気事業	・計画的な経営を実践する他、発電所の集中監視制御システムの先駆的な導入等により業務効率化を実施。
	8	千葉県習志野市企業局	ガス事業	・計画的な経年管更新等により、施設の安全性を高めつつコスト削減を図っている他、市の他事業との連携等により業務効率化を実施。

表彰年度	No	団体名	事業名	取組概要
H28	1	岩手中部水道企業団	水道事業	・2市1町の末端給水事業と用水供給事業による水平的・垂直的な統合を実施。 ・統合に伴うダウンサイジングにより給水原価を抑制している他、統合時に将来収支を踏まえた料金体系の見直し・改定を実施。
	2	松江市上下水道局	水道事業	・経営戦略における将来見通しを踏まえ、料金体系の見直し・改定を実施。 ・簡易水道事業との統合予定を踏まえ、将来の建設改良事業費や経常費用の削減方針を示し、削減に取組中。
	3	尼崎市都市整備局	下水道事業	・経営戦略における将来見通しを踏まえ設けた建設改良積立金の活用により、企業債発行を平準化。 ・包括的民間委託により業務を効率化。
H29	1	盛岡市上下水道局	水道事業	・アセットマネジメントを実践し、今後100年間の更新需要を踏まえた投資・財政計画を中心とする経営戦略を策定するとともに、料金体系の見直しなどの健全経営の取組を実施。 ・隣接6市町と研究会を設置し、報告書をとりまとめるなど広域化の検討について着実な進捗がみられる。
	2	長野県企業局	水道事業	・県内過疎自治体の簡易水道事業について、地方自治法に基づく「事務の代替執行」制度を活用した水道施設整備支援を実施。 ・アセットマネジメント手法を活用した更新需要予測等に基づく投資・財政計画を経営戦略に反映するとともに、災害・減災対策として避難所等における応急給水拠点（「安心の蛇口」）整備や一人暮らし高齢者の支援策として水道メーターを活用した見守りシステムの実証実験を実施
	3	北九州市上下水道局	水道事業	・広域化の取組として近隣市町村への水道用水供給事業を行ってきたことに加えて、県内の事務組合から包括業務を受託することで事業体支援を実施。 ・アセットマネジメント手法を活用した更新・長寿命化計画に基づく経営戦略により事業を運営中。
	4	山梨県企業局	電気事業	・県営水力発電所で発電した電力を通常の電気料金よりも安価に供給する公営電力の地産地消の取り組みにより、県内の新規立地や既存企業における経営拡大・雇用の創出等を図りつつ、収益を確保している。
H30	1	兵庫県企業庁	水道事業	・アセットマネジメントの活用や建設改良積立金による財源確保などが経営戦略に反映され、計画的な事業運営がされている。 ・県内の広域化について、ブロック単位での具体的な広域連携手法を提案、市町に対する技術支援などの役割を果たしている。特に、既存施設の有効活用のため、受水団体に對自己水源から県水への転換を促すなどの取組を積極的に進め、経営健全化の取組に努めた結果、料金の値下げが実現している。
	2	大津市企業局	下水道事業	・行政改革プランに基づき、建設改良費の縮減・下水汚泥処理施設維持管理費の縮減・包括的民間委託などを進めることで着実にコスト削減を進め、その成果を公表している。 ・アセットマネジメントを活用し、計画的な投資計画に基づいた経営戦略により業務が運営され、財政健全化に向けた着実な進捗が見られる。
	3	上越市ガス水道局	ガス事業	・アセットマネジメント手法を活用した長期的視点に立った中期経営計画に基づき、効率的な事業運営を実現し、経年更新事業を前倒して実施する中、黒字経営を維持している。 ・公営・私営の事業者を含めた全国で初めて新築住宅向け及び子育て世帯向け割引制度を創設するなど、ガス利用者の囲い込み及び新規顧客獲得策に先進的に取り組んでいる。
R1(H31)	1	香川県広域水道企業団	水道事業	・県内16市町及び県で企業団を設立し、各自自治体が担ってきた水道事業を一元化し、全国初となる県域を対象とする水道広域化を実現した。 ・広域化に伴い、平成30年度に総務関係や支出、物品購入等の事務の集中化を行い、入札・契約制度についても段階的に統一を進めているほか、財務会計システム、設計積算システム等を統合する等、コスト削減や効率化を進めている。
	2	熊本県荒尾市	水道事業	・人口減少が激しく、職員数も少ない状況で、多岐にわたる包括民間委託を導入し、コンパクトな組織、密な連携により互いのノウハウを提供することにより、水道事業の将来へ向けた人材確保に対応している。 ・比較的小規模団体にもかかわらず、福岡県大牟田市と県域を越えて共同の浄水場を整備し、建設コストを削減する等、積極的な取組を行っている。
	3	千葉県柏市	下水道事業	・ストックマネジメント計画を導入し、従来の「事後保全的な維持活動」から「予防保全型の維持管理」に取り組んでいる。 ・全国初となる下水管路の調査・点検等と改築工事を主眼においた「包括的民間委託」を導入している。
R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考を中止				

表彰年度	No	団体名	事業名	取組概要
R3	1	大阪府吹田市	水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティング等の住民参加の取組を積極的に実施し、短期間で2回の料金改定に繋げて基盤強化を図っている。</li> <li>・アセットマネジメントを効率的に実践できるよう、「吹田版アセットマネジメントツール」を作成し、他団体へ無償提供している。</li> </ul>
	2	長野県企業局	電気事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信州Greenでんき」プロジェクトを開始し、Co2フリー電力を販売。電気事業の利益の一部は環境保全活動や子どもの就学等支援事業に充てている。</li> <li>・発電所が立地する市町村が行う、スマート農業や防災テクノロジー等の先端技術を活用した取組に対して交付金制度を創設し、連携を図っている。</li> </ul>
	3	埼玉県戸田市	水道事業 下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水設備関係業務、運転管理業務等、上下水道合わせて48に及ぶ大規模な包括的民間委託を実施。業務内容については、モニタリングマニュアルを整備し、適時適切に成果の検証を行っている。</li> <li>・アセットマネジメントに基づく経営戦略等を策定し、中・長期的な更新需要や財政収支の見通しを立て、健全経営に取り組んでいる。</li> </ul>